

7. 障害年金と遺族年金

◎障害年金が在職中でも支給されます

共済年金では、障害共済年金（障害年金）の受給権者が現役の組合員である間は、原則として年金の支給は停止となっていました。

しかし、厚生年金では、在職中であっても障害年金が一部支給されるようになります。ただし、3階部分の職域年金相当部分については、引き続き在職中は支給停止となります。

在職中の支給開始にあたっては、障害の程度を再審査する必要があるため、対象の方々に書類をお送りし、10月以降の支給に向けて手続きを進めています。

障害共済年金には、公務中にけがや病気をした場合には通常の障害年金よりも支給額が高くなる「公務上の障害共済年金」という制度があります。

しかし、この制度も一元化後には、通勤途上による傷病については、公務による割増が無くなり、通勤途上以外の公務による傷病については、障害厚生年金に年金払い退職給付制度による公務障害年金が加算されたものになります。

◎遺族年金の転給

共済年金では、遺族年金を受給できる方の順位が決まっており、先順位の方がいる場合は次順位の方には支給されませんでした。ただし、先順位の方が死亡、結婚などにより失権した場合は次順位の方に支給されます。例えば、遺族年金を受給中の子どものいない妻が死亡したときは、その遺族年金が父母等に支給されます。これを「転給制度」と言います。

厚生年金には転給制度がありませんので、先順位者が死亡しても次順位以下の方には支給されなくなります。

◎保険料納付要件が必要になる

共済年金では、障害年金、遺族年金ともに年金を請求する際に保険料の納付要件は必要ありません。

しかし、一元化後は障害年金の場合は初診日、遺族年金の場合は死亡日の属する月の前々月までの保険料を納付した期間（保険料免除期間を含む。）が国民年金加入期間の3分の2以上であること、もしくは、初診日または死亡日の前々月までの1年間に、保険料の滞納がないことが必要です。ただし、1年間滞納がないことという要件は、平成38年3月31日までの特例です。

○遺族の条件

遺族の順位	対象者	遺族共済年金	遺族厚生年金
①	配偶者	年齢による条件なし (夫の場合、60歳未満は支給停止)	妻は変更なし 夫は受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
	子	18歳到達年度の末日まで	変更なし
		受給権発生時から引き続き障害1・2級に該当(年齢条件なし)	受給権発生時から引き続き障害1・2級に該当し、20歳未満
②	父母	年齢による条件なし (60歳未満は支給停止)	受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
③	孫	子と同じ	子と同じ
④	祖父母	父母と同じ	父母と同じ